

延長「トワイライト・オン(早めのライト点灯)キャンペーン」実施要領

1 実施期間等

平成28年9月21日(水)から平成29年3月31日(金)

2 運動の狙い

車両と人が、お互いに早めに気づくことで交通事故を防止する。

3 運動の重点

(1) 車両…自転車を含む

ア 早めのライト点灯

トワイライト・オン(早めのライト点灯)タイムの目安

- ・ 1月中 ~ 午後4時30分ころ
- ・ 2月中 ~ 午後5時00分ころ
- ・ 3月中 ~ 午後5時30分ころ

イ ハイビーム(走行用前照灯)の使用

(2) 歩行者・自転車

・ 反射材用品等の利用

4 推進項目及び推進事項

推進項目	推進事項
歩行者・自転車利用者に対する安全意識の啓発	<ul style="list-style-type: none">○ 夜間(薄暮時)は、走行車両の速度や距離間隔を見誤りやすく、歩行者・自転車利用者は運転者から見落とされやすい等の危険性を認識・理解させ、慎重な行動の実践を促す交通安全教育を推進する。○ 視認性のある白っぽい服装と反射材用品の着用指導や、自転車利用者に対するライト点灯及び自転車側面等への反射材の貼付指導を推進する。 なお、自転車も車の仲間であることを認識し、『日没約30分前』を目安にした早めのライト点灯を徹底する。○ 高齢者に対する世帯訪問や交通安全教育を通じ、夜間(薄暮時)は不必要な外出を自粛するよう働きかけるとともに、外出の際は反射材等の着用を徹底させる。
運転者に対する安全意識の啓発	<ul style="list-style-type: none">○ 公・社用車を含め車両に、ハイビーム利用啓発ステッカーや点灯時間の目安資料などを貼付し、交通安全意識を高める。○ 夜間における視界の狭さく等、視認性の低下の危険性を認識・理解させる交通安全教育を推進する。○ 事業所及び職場においては、ライトの早め点灯を呼びかけるとともに、ライトのこまめなハイビーム・ロービーム切替(基本はハイビーム)などハイビームの使用方法について指導を徹底する。○ 早朝や夕暮れ時等通勤時間帯における交通事故多発の実態を周知し、「～かもしれない」との危険予測に基づいた前方注視や速度低減等、基本的な安全運転の指導を推進する。
街頭活動の強化	<ul style="list-style-type: none">○ 夕暮れ時を中心に、街頭での歩行者・自転車利用者に対する交通安全指導や保護・誘導活動を推進する。

広報啓発活動の推進	○ 広報紙、機関紙、広報車等各種広報媒体を活用し、夕暮れ時と夜間の交通事故防止を呼びかける。
-----------	--

【資料】

1 月別交通死亡事故発生状況

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
H28	12	12	7	9	4	4	5	5	3	11	9	—	81
H27	11	7	8	4	9	8	11	7	3	11	12	15	106
対比	-1	+5	-1	+5	-5	-4	-6	-2	0	0	-3	—	—

2 啓発用チラシ

別添「夜間の交通事故防止（岐阜県警察作成）」

3 ハイビーム利用啓発ステッカー（岐阜県交通安全協会作成）



大きさ：5 cm × 17.5 cm

※岐阜県交通安全協会において、各実施機関・団体へ配布します。

4 自動車のライトの照射距離等

(1) 照射距離

ハイビーム（走行用前照灯）は約 100m

ロービーム（すれ違い用前照灯）は約 40m

(2) 速度と停止距離の関係

時速 40 キロは停止距離約 22m

時速 50 キロは停止距離約 33m

時速 60 キロは停止距離約 44m

※ すれ違い用前照灯（ハイビーム[照射距離約 40m]）のまま時速 60 キロで走行した場合、発見と同時に急ブレーキ（停止距離約 44m）をかけても手前で停止することはできず衝突の危険性がある。

(3) ライトは走行用前照灯（ハイビーム）が基本

根拠：道路交通法第 52 条第 2 項（要旨）

自動車・原付は、夜間、対向車と行き違う時、又は他の車の直後を通行するときは、すれ違い用灯火（ロービーム）に切り替えなければならない。